貸倒引当金戻入益	88,109,548	0	160,108,777	248,218,325	0	248,218,325
臨時利益の計	88,109,548	0	160,108,777	248,218,325	0	248,218,325
当期純損益	16,747,250,570	0	485,943,640	17,233,194,210	0	17,233,194,210
当期総損益	16,747,250,570	0	485,943,640	17,233,194,210	0	17,233,194,210

注）　事業の区分方法は、下記により行っています。
市街地整備特別→省令附則第３条第３項第１号
公園特別→省令附則第３条第３項第２号
分譲住宅特別→省令附則第３条第３項第３号

②　総資産額

（単位：円）

事業の区分	市街地整備特別	公園特別	分譲住宅特別	計	共通	合計
総資産	306,152,143,747	0	10,785,137,070	316,937,280,817	74,037,908,030	390,975,188,847

注）　共通の項目は、各セグメントに配賦しなかった資産であり、その主なものは現金及び預金であります。

（単位：円）

主な資産の内容	市街地整備特別	公園特別	分譲住宅特別	計	共通	合計
割賦等譲渡債権	19,638,709,630	0	10,411,056,935	30,049,766,565	0	30,049,766,565
販売用不動産	12,961,275,098	0	0	12,961,275,098	0	12,961,275,098
土地	267,138,337,124	0	196,938,367	267,335,275,491	0	267,335,275,491

首都高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

首都高速道路株式会社が平成28年３月31日に公告しました「首都高速道路の料金の額及び徴収期間」の一部を令和７年８月11日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

令和７年８月８日

首都高速道路株式会社
代表取締役社長　寺山　　徹

記

１　記〔８〕中「令和７年７月16日」を「令和７年８月11日」に改める。

２　別添２中

「都道首都高速３号線　池　尻」を「都道首都高速３号線　池　尻（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速晴海線　豊　洲」を「都道首都高速晴海線　豊　洲（ＥＴＣ）」に、

「都道首都高速目黒板橋線　中野長者橋」を「都道首都高速目黒板橋線　中野長者橋（ＥＴＣ）」に、

「都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線　足立入谷」を「都道高速葛飾川口線及び埼玉県道高速葛飾川口線　足立入谷（ＥＴＣ）」に、

「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線　石川町」を「神奈川県道高速横浜羽田空港線及び都道高速横浜羽田空港線　石川町（ＥＴＣ）」に改める。

３　別添３中

「池尻（入口に限る。）」を「池尻（ＥＴＣ）（入口に限る。）」に、

「足立入谷（入口に限る。）」を「足立入谷（ＥＴＣ）（入口に限る。）」に改める。